



秋田市被災中小企業者等 事業継続支援金

大雨による被害と物価高騰等の影響を受けた事業者の事業継続を支援します。

申請受付
期間

令和 6年 1月 9日(火) から
令和 6年 2月 29日(木) まで

対象者

大雨による被害(※1)を受けた市内事業所を有し、かつ年間25万円以上の物価高騰の影響を受けている中小企業者等(※2)

※1 令和5年7月14日および9月19日からの大雨により市内に有する事業所建屋が被災していることを指します。

※2 農業、林業、漁業および風俗営業事業者など、一部対象外の業種があります。

支援金額

大雨による被害を受けた1事業所につき25万円

提出書類

- 支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 物価高騰等の影響を受ける前の燃料費等の額を確認できる決算書又は確定申告書等
- 物価高騰等の影響を受けた後の燃料費等の額を確認できる決算書又は確定申告書等
- 法人登記簿謄本の写し(個人事業主は住民票の写し)
- 支援金の支払先となる預金通帳等の写し
- 次に掲げるいずれかの書類
 - ・罹災証明書の写し
 - ・被害証明書の写し
 - ・秋田県の被災事業者再建支援事業の補助金交付決定通知書(県様式第4号)および収支精算書(県様式第2号)

支援金交付までの流れ

交付申請書兼
請求書の提出

審査

交付決定

支援金交付

秋田市商工貿易振興課窓口へ提出してください。提出は2/29(木)まで。

内容を審査し、追加で書類の提出をお願いします。

適当と認められた場合は、交付決定通知書により通知します。

交付申請書兼請求書に基づき、交付します。申請多数の場合など交付が遅くなる場合があります。



【お問い合わせ先】

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市産業振興部 商工貿易振興課

TEL: 018-888-5726 FAX: 018-888-5727 E-mail: ro-inpr@city.akita.lg.jp

* 申請書類のダウンロードや支援金詳細は、右記QRからご確認ください *

